

国民年金保険料の免除・納付猶予・学生特例・追納制度

経済的な理由で保険料を納付することが困難なときは、申請することで保険料の納付が免除になる場合があります。

免除・納付猶予・学生納付特例制度

■種類

- ①免除制度
(全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除)
- ②納付猶予制度 ③学生納付特例制度

■保険料免除の承認期間

- ①・②：7月から翌年6月まで
- ③：4月から翌年3月まで

■対象

- ①：免除申請者本人、申請者の配偶者、世帯主
 - ②：免除申請者本人（50歳未満の人のみ）、申請者の配偶者
 - ③：免除申請者本人（学生のみ適用）
- ※①～③のそれぞれが前年所得など定められた基準に該当することが要件になります。

■申込み

次の物を持参して、窓口で手続きをしてください。

- 今年または昨年に、失業や事業を廃止した人は、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票などの写し
- 学生は、学生証または在学証明書

■その他

免除申請を行うには、所得の申告が必要です。
前年度に全額免除または納付猶予の承認がされ、翌年度以降も継続希望した人は、申請が不要で審査を受けられます。

問い合わせ先

- 国保年金課 ☎ (93) 4085
- 幕張年金事務所 ☎ 043 (212) 8621

追納制度

保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間中は、保険料を全額納付したときに比べ、老齢基礎年金の受け取る金額が少なくなります。

10年以内であれば、保険料の追納（後払い）ができます。追納することにより、保険料を納付したときと同じ年金額で老齢基礎年金を受け取ることができます。将来受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

■追納に関する注意点

- 追納できる期間は、追納が承認された月の前10年以内の全額免除、一部免除、納付猶予期間です。
- 一部納付が承認された期間中の一部納付額を納めなかったときは、免除期間に該当しないため、残りの保険料の追納はできません。
- 免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納するときは、承認を受けた当時の保険料額に、経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

■申込み

追納の申し込みは、年金事務所または国保年金課窓口で受け付けています。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、生活支援の強化として、**新たに令和4年度分住民税均等割が非課税になった世帯**等に対し、一世帯当たり10万円を支給します。※すでに給付金の支給を受けた世帯は対象外です。

■対象者

- ①新たに令和4年度分住民税均等割が非課税になった世帯
- ②令和4年1月以降の収入が減少し、「住民税均等割が非課税相当」の収入となった世帯

■給付金の支給手続き

- ①新たに世帯全員の令和4年度分住民税均等割が非課税の世帯へは、市から確認書を郵送しますので返送してください。
- ②令和4年1月以降の収入が減少し、「住民税均等割が非課税相当」の収入となった世帯の人は申請が必要です。

※詳しくは、問い合わせいただくか、市公式ホームページを確認してください。

子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

■対象者

- ①児童扶養手当受給者等
令和4年4月分の児童扶養手当受給者
- ②①以外の令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯
令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者
で令和4年度分の住民税均等割非課税者

■対象児童

- 令和4年3月31日時点で、18歳未満の子（障害児については20歳未満）
- ※令和4年4月から令和5年2月末までに生まれた新生児も対象。

■給付額 児童1人につき5万円

■給付金の支給手続き

令和4年4月分の児童扶養手当受給者は、申請不要です。該当する人には、児童扶養手当の登録口座に、6月10日(金)に給付金を支給しています。通帳などで確認してください。上記以外の方は、令和4年度の課税情報が確認できた時点で、給付金を支給します。

※高校生のみの世帯や、直近で収入が減少した世帯（家計急変世帯）などは申請が必要になります。相談してください。

※給付金など詳しくは、公式ホームページなどを確認してください。

問い合わせ先

- 富里市臨時特別給付金コールセンター
☎ 0120 (036) 032
- 生活支援課 ☎ (93) 4193

問 子育て支援課 ☎ (93) 4497